**改正内容を踏まえ、令和6年3月31日までに各事業所（法人、事業主）において、各項目における計画の策定や、指針、研修の計画などの整備をお願いします。**

**特に虐待に関する措置に関しては、整備が出来たら「運営規程」にも定める必要があります。**

**（運営規程の変更は変更届の提出が必要です。）**

運営規程に追加する文面（例）

（運営の方針）

〇事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

〇事業所は、「○○○○○○」の提供にあたっては介護保険法第118の２第1項に規定する介護保険等最新情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。

〇事業所及びその従業者は、入間市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者であってはならず、並びにこれらの者と不適切な関係を有してはならない。

（虐待防止に関する事項）

第〇条　事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待防止ための対策を検討する委員会の定期的な開催。
2. 虐待防止のための指針の整備
3. 虐待防止のための研修の定期的な実施
4. 虐待防止の措置に関しての担当者の設置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

※改正により、基準の「基本方針」が改正されて項目が追加されているので、運営規程変更時に追加を検討ください。

サービス名（例　指定訪問介護、指定居宅介護支援等）

※平成30年市条例の改正により、暴力団に関する項目が追加されているので、運営規程に記載がない場合は、追加を検討ください。

※文面は、一例です。

　その他事業所の実情に合わせて、適宜追加してください。